

○まじま委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、金谷委員、高橋紀博委員、上村委員から欠席する旨の届出が出ています。

それでは、会議を進めてまいります。

1、報告事項についてを議題といたします。まず、令和4年第3回臨時会提出議案に関わる事項であります。庁用自動車による交通事故について、理事者から報告願います。

○太田土木部長 報告第1号、専決処分報告についてでございます。本件につきましては、総務部所管の案件となっておりますが、土木部にわかりがございましたので御報告をさせていただきます。

本件につきましては、本年7月19日、土木建設課の職員が運転する公用車が、市内花咲町1丁目の国道40号線と金星橋通りの交差点で金星橋方面から進入し、右折しようとしたところ、反対方向から直進してきた相手方車両に接触し、双方の車両を破損させたものでございます。この事故による相手方に対する損害賠償の額を36万2千854円と定め、10月17日に専決処分をさせていただいたものであり、市の過失割合は90%となっております。

このたびの事故につきましては、交差点内における安全確認不足による接触事故でございまして、周囲の状況確認をしっかりと行っていけば防ぐことができたものと考えてございます。今後は、同乗者も周囲の状況確認を行うなど、安全運転の励行についてより一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、次に、提出議案以外の事項について、まず、災害時の道路堆積土砂等の処理指針について、理事者から報告願います。

○太田土木部長 災害時の道路堆積土砂等の処理指針の策定につきまして、御報告を申し上げます。委員の皆様には、災害時の道路堆積土砂等の処理指針の本編と概要版を配付させていただいてございますが、本日は概要版に沿って御説明をさせていただきます。

概要版の1ページを御覧ください。

初めに、1、指針の目的と2の位置付けについてであります。平成30年に策定されました旭川市災害廃棄物処理計画につきましては、本年8月に、おおむね1千年に一回起こる大雨を想定した浸水想定区域の見直し等に伴う改定を行ったところであり、当該処理計画では、道路や河川などからの災害廃棄物の処理については、それぞれの管理者が処理することとなっております。また、旭川市地域防災計画では、市が管理する主要な道路上の交通に支障を及ぼす障害物は、土木部が除去することとなっていることから、本年9月に、廃棄物処理計画、地域防災計画と連携し、災害時の土砂等を適正かつ迅速に処理することを目的に、除去方法などの基本事項を定めた災害時の道路堆積土砂等の処理指針を策定いたしました。

次に、本指針の3、基本的な考え方と、4、被害想定についてでございますが、本指針では、対象災害を地震及び水害とし、災害時の道路における土砂発生量の推計や処理対応などの考え方を取

りまとめたものであり、河川氾濫と急傾斜地崩壊等が発生した場合、全市内、市道区域内、初動期対応道路啓開路線、それぞれの被害想定範囲における土砂発生量を算定しているものでございます。

次に、5、搬出先の選定と、6、収集運搬方法の選定についてであります。発生土砂等の搬出には、状況に応じて処理施設への直接搬出と仮置場への搬出が想定され、処理施設については、受入れ条件や処理能力を確認しながら土砂処理施設と汚泥処理施設を選定するものとし、仮置場につきましては、本市処理実行計画で選定される仮置場への搬出を基本とするほか、土木部独自で仮置場を設置する場合は、2次災害の発生を防ぐため、洪水浸水想定区域外の候補地から選定するものいたします。また、収集運搬につきましては、土砂等は油圧ショベル等の重機で積み込み、ダンプトラックで運搬するほか、汚泥につきましては路面清掃車により処理するなど、堆積土砂の状態に応じて収集運搬方法を適切に選定するものとしてございます。

次に、資料の2ページを御覧ください。7、土砂等処理対応分担・対応フローと、8、土砂等処理対応の概要についてでございます。初動期の対応としましては、災害発生後の組織体制の構築、被災状況の把握及び通行止め等の緊急措置、緊急車両等の通行のため、早急に最低限の土砂等を撤去する道路啓開の実施等がございます。その後の応急対応といたしまして、収集運搬体制及び堆積土砂の搬出先となる土砂処理施設や汚泥処理施設、仮置場等の確保を行い、土砂処理を進めていくこととしてございます。

最後に、9、関係部局との連携と、10、国の復旧支援制度についてでございますが、災害発生時における各種計画等を有する庁内関係部局で情報を共有し、互いの役割の中で連携するほか、国の復旧支援制度を活用するなど、国の関係省庁とも連携しながら災害対応を行っていくこととしております。

近年は、全国的に集中豪雨などの異常気象が続いてございまして、本市におきましても、いつ災害が起きるか分からない状況となっております。災害発生時には、本指針に基づき、緊急車両の通行や救援物資の輸送が早期に可能となるよう、適正かつ迅速な土砂撤去等の対応を行ってまいります。

以上、災害時の道路堆積土砂等の処理指針の策定について御報告をさせていただきました。

**○まじま委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** なければ、ここまでの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応についてと、市立旭川病院における使用期限切れの新型コロナワクチンの接種について、以上2件につきまして、理事者から報告願います。

**○木村市立旭川病院事務局長** 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、配付させていただきました資料に基づき御報告を申し上げます。

全国的に感染者数が減少傾向にある中、道内では一部、増加に転じる状況も見られておりました、本市においても高齢者施設等でクラスターが確認されるなど、感染者数は依然として高い水準で推移しております。また、当院職員の感染も散発的に確認される中、9月9日には初めてクラスターが発生したところでありまして、同クラスターの発生状況や、前回報告以降の職員の感染状況、

直近における感染症病棟の稼働状況等につきまして、順次、御説明を申し上げます。

まず、資料1 ページの1、当院におけるクラスターの発生についてでございます。9月9日に同一の一般病棟内で、職員、入院患者合わせて5人の感染が確認され、それ以前に感染した職員2人を加えた7人のクラスターと認定されました。当院としては初めてのクラスターとなりましたが、その後の感染拡大はなく、診療への影響は当該病棟への新規入院の休止のみとなり、9月20日にクラスターは終息したところでございます。

次に、その下の2、当院における新型コロナウイルス感染症患者の発生についてでございます。前回の常任委員会での報告以降、10月26日までで、医師1人、看護師13人など、合計32人の感染が確認されております。その多くは家庭内感染であり、一部に、先ほどのクラスターの発生のほか、一般病棟で新規入院を一時的に休止するケースもありましたが、その後の感染拡大は認められず、現在は通常の診療体制に戻っております。引き続き、院内感染の防止を図るとともに、感染者発生時においても、院内での感染拡大を最小限に抑えるよう、対策徹底に努めているところでございます。

続きまして、その下の3番、感染症病棟の入院患者数についてでございます。8月19日からフェーズ3に引き上げられました北海道の医療提供体制は、入院患者数の減少に伴いまして、10月1日からはフェーズ2に、10月17日からはフェーズ1に引き下げられ、当院の病床数もこれに合わせて段階的に縮小し、現在は26床を確保しており、10月26日現在の延べ入院患者数は、疑い患者も含めて1万621人となっております。また、資料2 ページ目になりますけれども、1日当たりの月平均患者数につきましては、その下の表1にありますとおり、8月、9月は高い水準で推移しておりまして、10月は26日現在で12.2人と落ち着いておりますけれども、現在の市内の感染状況からすると、予断を許さない状況となっております。なお、資料には記載はございませんけれども、直近の10月31日現在までの延べ入院患者数につきましては1万707人、10月の1日平均患者数につきましては13.0人となっております、今朝の段階での入院患者数につきましては、実人数で11人となっております。

次に、その下の4番、発熱外来（接触者外来）の受診患者数についてでございます。8月8日以降、市内の一部かかりつけ医療機関におきましても濃厚接触者等の診療を行うことが可能になったことに伴いまして、当院におきましては、保健所依頼の陽性者や濃厚接触者に加え、当院かかりつけ患者の診療にも当たっているところでありまして、これまでの受診患者数は、10月26日現在で5千611人となっております。また、1日当たりの月平均受診患者数につきましては、3ページの上段の表にありますとおり、月別で過去最多となりました8月以降減少し、10月の平均患者数は26日現在で9.5人となっておりますが、こちらも先ほどの入院患者数と同様に、予断を許さない状況となっております。なお、資料のほうには記載はございませんけれども、直近の10月31日現在の受診患者数につきましては5千638人、また、10月の1日当たりの平均患者数は9.5人となっております。

続きまして、3ページ中ほどになります、5、病院全体の患者数についてでございます。まず、（1）の入院患者数につきましては、休止中でありました一般病棟1病棟を6月中旬に再開いたしましたことから、7月以降は回復を見込んでおりましたけれども、職員の感染やクラスターの発生による入院時期の調整等によりまして、4ページの表3にお示ししておりますとおり、引き続き低

調に推移をしているところでございます。また、(2)の外來患者数につきましても、一部の診療科で受付制限を行ってございました午後の外來診療につきまして、7月から再開をいたしました、第7波の感染急拡大に伴いまして8月10日から再度午後外來を休止し、あわせて、外來通院をお控えいただく呼びかけを行いましたことから、4ページの表4にお示ししておりますとおり、こちらも低調に推移をしているところでございます。今後につきましては、第7波が下げ止まりの状態から増加に転じていることや、第8波の到来、また、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されておきまして、現時点におきましては、入院、外來のいずれについても、将来の回復予測が困難な状況でございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に係る報告については以上でございます。

続きまして、使用期限を超過した新型コロナワクチンの接種につきまして、こちらも配付資料に基づきまして、御報告を申し上げます。資料を御覧ください。

まず、1、事案概要につきましては、当院におきましては保健所との連携の下、昨年5月から新型コロナワクチン接種を実施してきておりますが、本年9月15日から9月29日までの間に接種をいたしました合計239名の当院かかりつけ患者様につきまして、最短で1日、最長で12日、期限を超過したワクチンを使用したものでございます。

次に、2の経過等になりますけれども、従来型ワクチンであります4回目接種の当院予定分が9月29日をもって終了したことに伴いまして、10月6日に保健所が当院のワクチン残余分を回収したところ、同日、保健所から当院に対し、ワクチンの使用期限が過ぎていたことから、直近の使用状況を確認するよう依頼がありまして、当院におきましては、使用したワクチンのロットナンバーから割り出した使用期限と、問診票の控えに記載のあります接種日を照合、確認したところ、本件が判明したものでありまして、翌7日に公表したところでございます。

次に、3、当該患者様への対応についてになります。体調不良等の訴えがあった場合の相談・診療体制を整えた上で、10月7日から13日にかけて、239名の患者様全員に電話連絡を行い、謝罪とともに健康状態の聞き取りを行ったほか、体調不良が発生した場合の当院への相談・連絡先について、御案内を行っております。また、14日には、当院としての謝罪の意とともに、体調不良が生じた場合の連絡先などを改めてお伝えするため、文書についても個別に送付をしております。さらに、27日になりますけれども、現在、国において接種が推奨されておりますオミクロン株対応ワクチンにつきまして、接種を希望される患者様につきましては、優先的かつ早期に接種を受けることができるよう、通常とは別の受付日と接種日を設けまして、文書により御案内を行ったところでございます。なお、資料のほうには記載はございませんけれども、昨日までに患者様4名から体調の変化についての電話相談がありまして、症状が続く場合や不安な場合は当院を受診していただくようお願いしたところでありますけれども、これまでのところ、受診された患者様はいらっしゃらないという状況でございます。

次に、4、原因についてであります。保健所から当院にワクチンが配送された際の納品時に加えて、接種直前のワクチンの調製・充填時など、使用期限を確認すべき場面がありますけれども、その都度、確認が不十分であったことというふうに認識をしております。この背景といたしまして、これまで当該ワクチンの使用期限が複数回にわたって延長され、ワクチンに印字されている期限よりも実際に接種することができる期限が長い場合がありまして、職員の期限の認識に対する

思い込みや慣れがあったことがその要因の一つと考えております。

最後に、5、再発防止策についてであります。納品時に使用予定期間と使用期限等を照らし合わせた上で受領すること、また、調製時のマニュアルの見直しを行い、確認の徹底を図ることで、同様の過ちが二度と起こることのないよう取り組んでまいります。

資料に基づく御説明は以上となりますけれども、改めまして、この場をお借りいたしまして、関係者の皆様には心より深くおわびを申し上げます。今回、このような事態を招いてしまったことを深く反省し、今後におきましては、院内における情報共有や連携をより一層密にしながら、再発防止にしっかりと努めてまいります。また、今回、接種を受けられた患者様から、今後も相談や体調不良の訴えが寄せられることも想定されますけれども、引き続き、適切かつ丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午後1時20分